へ　イからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。 ［二十一～三十九　略］	ホ　イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 ［二十一～三十九　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
［3～5　略］	［3～5　同上］

附　則

この命令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第一条中農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第十二号の改正規定、第二条中漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の改正規定並びに第三条中農林中央金庫法施行規則第九十七条第二項第十九号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第七十六号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第八号、第十五号、第十七号及び第十八号並びに関係法令の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第八号の総務省令で定める事務）	（法別表第八号の総務省令で定める事務）
第八条　法別表第八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第八条**　［同上］
一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号。以下この条において「入管法施行令」という。）第三条の規定による届出の年月日の記載若しくは記録	一　［同上］
［二～五　略］	［二～五　同上］
六　入管法第十九条の十五の二第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、特定在留カードの交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第一号）第二条第一項の規定による提出を受けること、同条第二項の規定による旅券の提示の確認若しくは書面の提出を受けること、同条第五項の規定により提示される資料の確認若しくは説明の聴取又は特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省・法務省令第一号）第二条第二項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の地方公共団体情報システム機構への送付	［新設］